

# 船橋市新型インフルエンザ等対策 行動計画の改定について

～新型コロナウイルス対応等を踏まえて～

健康危機対策課

# 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた船橋市 感染症予防計画策定の経緯（令和5年度の動き）

- 新型コロナへの対応を踏まえ、「国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある感染症」の発生及びまん延に備えるため、感染症法が改正された（令和4年12月）
- この改正により、保健所設置市においても、都道府県の計画に即して予防計画を新たに策定することが義務付けられた
- これに伴い、令和5年度に船橋市感染症対策連携会議及び同地域医療専門部会を設置し、議論していただいた御意見を踏まえ、令和6年4月1日、本市予防計画を策定した

# 新型インフルエンザ等対策政府行動 計画改定の背景（国の動き）

- 令和5年9月に内閣感染症危機管理統括庁が発足
- 特措法が適用された、新型コロナウイルス感染症対応の経験を振り返りつつ、令和5年9月以降、有識者からなる「新型インフルエンザ等対策推進会議」（以下「推進会議」という）において検討を進めてきた
- 令和5年12月に、推進会議における委員からの指摘等を取りまとめた、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」として公表
- 「新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定に向けた意見」を踏まえ、令和6年4月24日の第11回推進会議において、政府行動計画案・概要案が示された
- 令和6年4月24日 ～ 令和6年5月7日までパブリック・コメントを実施し、約19万件の意見が提出された
- 令和6年7月2日 閣議決定

# 行動計画と予防計画の違い

## 【新型インフルエンザ等対策行動計画】

※令和7年度改定予定

### • 根拠法令

新型インフルエンザ等対策特別措置法

### • 計画策定の主体

政府、都道府県、市町村

### • 概要

新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの

### • 記載事項

①実施体制 ②サーベイランス ③情報収集・分析 ④情報提供・共有、リスクミ ⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン ⑧医療 ⑨治療薬・治療法、⑩検査 ⑪保健 ⑫物資 ⑬国民生活・経済

新型インフルエンザ等感染症等の発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すもの

## 【予防計画】

※令和6年4月1日施行済

### • 根拠法令

感染症法

### • 計画策定の主体

都道府県・保健所設置市

### • 概要

感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な計画であり、感染症対策の方向性を示すもの

### • 記載事項（保健所設置市必須または任意の項目）

- 予防及びまん延防止
- 情報の収集、調査及び研究
- 検査の実施体制及び検査能力の向上
- 移送体制の確保・宿泊施設の確保
- 外出自粛対象者の療養生活等の環境整備
- 人権の尊重
- 人材の養成及び資質の向上
- 保健所の体制強化・緊急時における対応
- 目標に関する事項

感染症対策における基本的な事項を示すもの

# 政府行動計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）第6条の規定に基づき、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命及び経済に及ぼす影響が最小となるよう、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すもの**

2012年に成立した特措法に基づき、2013年に策定



2017年に、治療薬の確保量など一部について改定



- 新型コロナウイルス感染症対応への経験を踏まえ、次なる感染症危機への準備や対策を万全なものとする観点から、**初めて、政府行動計画を抜本的に改定**

○新型インフルエンザ等とは・・・

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、その他の呼吸器感染症

# 新型インフルエンザ等対策の目的及び 基本的戦略

## 主たる目的と戦略

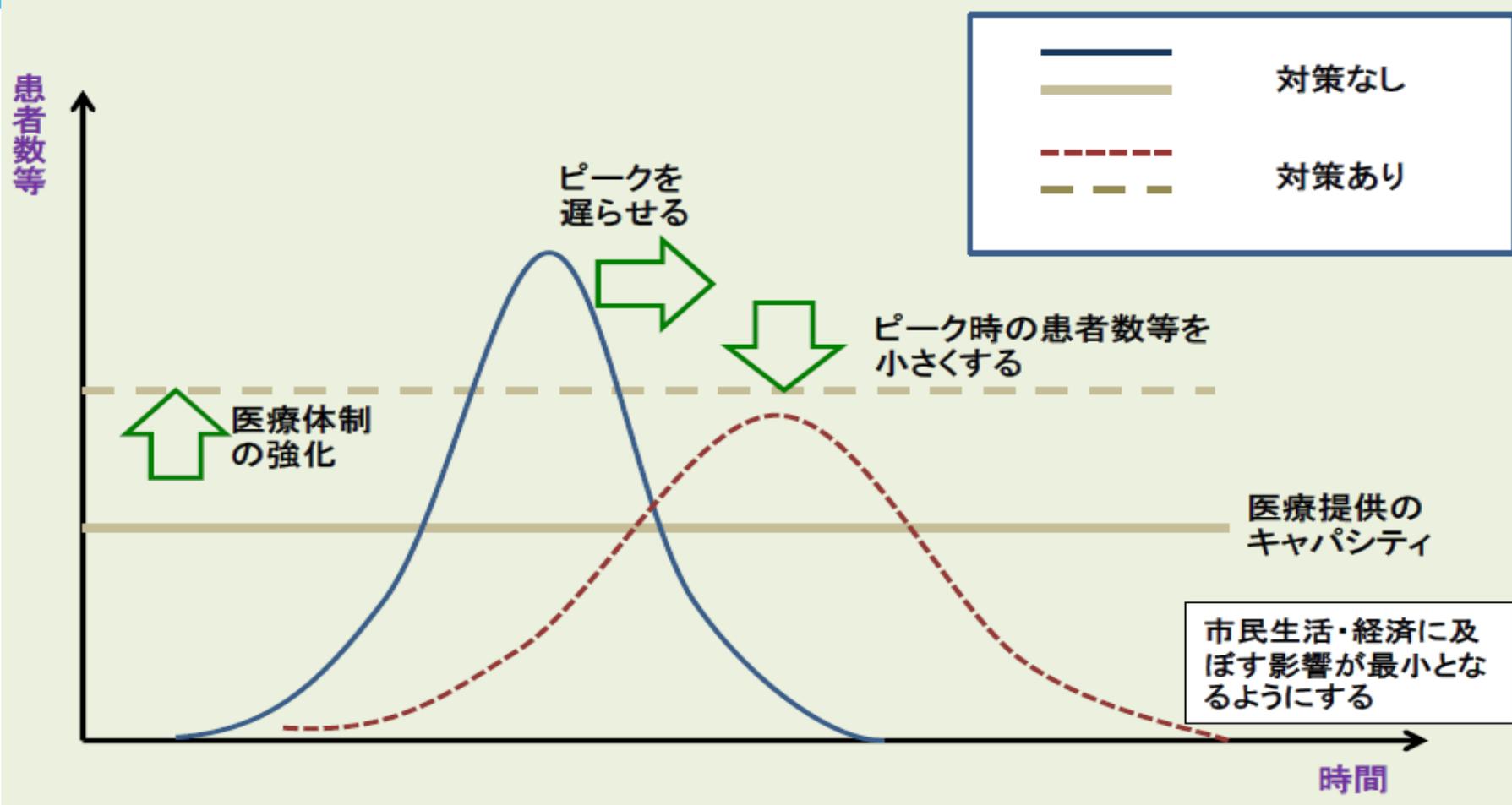
### ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する

- 感染拡大を抑えて、市民の健康を保持するとともに、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や国が行うワクチン製造等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切に医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

### ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替を円滑に行うことにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者の数を減らす。
- 事業継続計画の作成、実施により医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

# 新型インフルエンザ等対策の効果



# 政府行動計画改定のポイント①

記載項目	改定前	改定後
策定／改定	2013年策定 ✓2017年に一部改定	策定以降、 <b>初の抜本的改正</b> ✓新型コロナウイルスの経験を踏まえ、対策を具体化 ✓内閣感染症危機管理統括庁、国立健康危機管理研究機構（JIHS）の設置 ✓国、都道府県の総合調整・指示権限拡充によるガバナンス強化
対象疾患	新型インフルエンザがメイン	新型コロナウイルス・新型インフルエンザ以外の 呼吸器感染症も念頭に記載を充実
平時の準備	未発生期として記載	記載を3期（準備期・初動期・対応期）に分け、 <b>準備期の取組を充実</b>
対策項目	6項目 ①実施体制、②サーベイランス ③情報提供・共有、 ④予防・まん延防止⑤医療 ⑥国民生活・国民経済	<b>13項目に拡充</b> ①実施体制、②情報収集・分析、③サーベイランス、 ④情報提供・共有、 <b>⑤リスクコミュニケーション</b> 、 <b>⑥水際対策</b> 、 ⑥まん延防止、⑦ <b>ワクチン</b> 、⑧医療、⑨ <b>治療薬・治療法</b> 、⑩ <b>検査</b> 、 ⑪ <b>保健</b> 、⑫ <b>物資</b> 、⑬国民生活・国民経済  ✓新型コロナウイルス対応で課題となった項目を中心に 項目を独立させ記載を充実
横断的視点	—	<b>各分野横断的な取り組みとして5つの視点を設定</b>  ✓人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、 研究開発支援、国際連携
複数の感染拡大 への対応	— ✓比較的短期の終息が前提	<b>対策の機動的切替え</b>  ✓ワクチンや治療薬の普及に応じた対策の緩和も明記 ✓DXにより疫学・臨床情報を迅速に収集、分析し施策に活かす体制を構築
実効性担保	— ✓おおむね毎年度フォローアップ	実施状況の毎年度フォローアップ おおむね6年ごとの改定

# 政府行動計画改定のポイント②

## (13項目の各論)

### ①実施体制

- ・国、地方公共団体、JHS、研究機関、医療機関等の多様な主体が相互に連携し、国際的にも協調することにより、実効的な対策を講ずる体制を確保
- ・平時における人材確保・育成や実践的な訓練による対応力強化、有事には政府対策本部を中心に基本的対処方針に基づき的確な政策判断・実行

### ②情報収集・分析 ③サーベイランス

- ・サーベイランス及び情報収集・分析の体制構築やDXの推進を通じた、平時からの効率的かつ効果的なサーベイランス、情報収集・分析の実施
- ・感染症対策の判断に際した、感染症、医療の状況の包括的なリスク評価、国民生活及び国民経済の状況の考慮

### ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれ
- ・感染症対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を行い、国民等が適切に判断・行動
- ・平時から、感染症等に関する普及啓発、リスク管理体制の整備、情報提供・共有の方法の整理等

### ⑤水際対策

- ・国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせるため、検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を総合的に実施
- ・病原体の性状等を踏まえ、対策の有効性、実行可能性、国民生活及び社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、実施すべき水際対策を選択・決定
- ・状況の進展に応じ、対策の縮小・中止等見直しを実施

### ⑥まん延防止

- ・医療提供体制を拡充しつつ、治療を要する患者数をその範囲内に収めるため、感染拡大のスピードやピークを抑制
- ・医療ひっ迫時にはまん延防止等重点措置、緊急事態宣言を含む必要な措置を適時適切に実施
- ・ワクチン、治療薬等の状況変化に応じて対策の縮小・中止を機動的に実施

### ⑦ワクチン

- ・「ワクチン開発・生産体制強化戦略」に基づき、重点感染症を対象としたワクチンの研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に国内外で開発されたワクチンを確保し迅速に接種を進めるための体制整備を行う
- ・予防接種事務のデジタル化やリスクミを推進

### ⑧医療

- ・医療の提供は、健康被害を最小限にとどめるために不可欠、かつ社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる
- ・平時から、予防計画及び医療計画に基づき、都道府県と医療機関の間で医療措置協定を締結することを通じて、感染症医療を提供できる体制を整備
- ・感染症危機には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療を提供できる体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応

### ⑨治療薬・治療法

- ・重点感染症を対象とした治療薬の研究開発を平時から推進し、研究開発の基盤を強化
- ・有事に治療薬を確保し、治療法を確立するため、研究開発、臨床試験、薬事承認、製造、流通、投与、予後の情報収集及び対応までを含む一貫した対策・支援を実施

### ⑩検査

- ・必要な者に適時の検査を実施することで、患者の早期発見、流行状況の的確な把握等を行い、適切な医療提供や、対策の的確な実施・機動的な切替えを行う
- ・平時には機器や資材の確保、発生直後より早期の検査立上げ、流行初期以降では病原体や検査の特性を踏まえた検査実施の方針の柔軟な変更を行う

### ⑪保健

- ・有事において地域の実情に応じた効果的な対策を実施して、住民の生命と健康を保護する
- ・都道府県等は、保健所や地方衛生研究所等において、検査、積極的疫学調査、入院勧告・措置、療養先の調整、移送、健康観察、生活支援等を実施
- ・平時から、業務負荷の急増に備え、有事に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等による業務効率化・省力化を行う

### ⑫物資

- ・感染症対策物資等<sup>※</sup>が不足する場合、検疫、医療、検査等の実施等が滞る可能性
- ・平時の備蓄や有事の生産要請等により、医療機関を始めとした必要な機関に感染症対策物資等が十分に行き渡る仕組みを形成

※医薬品、医療機器、個人防護具等

### ⑬国民生活・国民経済

- ・感染症危機時には国民生活及び社会経済活動に大きな影響が及ぶ可能性
- ・平時に事業継続等のために必要な準備を行い、有事に安定化を図ることが重要
- ・国等は影響緩和のため必要な対策・支援<sup>※</sup>を行う

※生活関連物資等の安定供給の呼び掛け、まん延防止措置等の心身への影響を考慮した対策、生活支援を要する者への支援等

# 政府行動計画改定のポイント② (横断的視点)

## I. 人材育成

平時から中長期的な視野による感染症危機管理人材の育成が重要

- ・ 専門家養成コース(FETP、IDES養成プログラム)等の活用による **専門性の高い人材の育成**
- ・ 感染症危機管理人材の裾野を広げる取組として、より幅広い対象(危機管理部門、広報部門等)に **訓練・研修を実施**
- ・ **地域**での人材の確保・育成  
地域の対策のリーダーシップの担い手や感染症対策の中核となる保健所職員等

## II. 国と地方公共団体との連携

感染症危機対応では、**国と地方公共団体の適切な役割分担**が重要  
(国：基本的方針の策定、地方公共団体：感染症法・特措法等に基づく実務)

- ・ 感染症に関するデータや情報の円滑な共有・分析等のため  
平時から **国と地方公共団体等の連携体制・ネットワーク構築**
- ・ 国から地方公共団体への **情報発信の工夫**により、  
地方公共団体から住民・事業者等へ適切な情報提供
- ・ 平時から **意見交換・訓練**を実施し、連携体制を不断に強化

## III. DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

DXの推進や技術革新による対応能力の強化が重要

- ・ 国と地方、行政と医療機関の **情報収集・共有・分析基盤の整備**
- ・ 保健所や医療機関等の **事務負担軽減**による対応能力の強化
- ・ **予防接種事務のデジタル化・標準化**による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等の医療DXの推進
- ・ 将来的に、電子カルテと発生届の連携、臨床情報の **研究開発への活用**

## IV. 研究開発への支援

危機対応の初期段階から研究開発・臨床研究等を推進し、**ワクチン・診断薬・治療薬の早期実用化**につなげることが重要

- ・ **平時から**、有事におけるワクチン・診断薬・治療薬の開発につながるよう、**医療機関、研究機関、製薬企業等の連携を推進し、企業等の研究開発を支援**
- ・ 初期段階から国が中心となり、**疫学・臨床情報等を収集**  
関係機関での臨床研究・研究開発に **活用**

## V. 国際的な連携

感染症危機は国境を越えてグローバルに広がることから、  
対応に当たっては国際的な連携が不可欠

- ・ **国際機関**や諸外国の**政府、研究機関等と連携**
- ・ こうした連携を通じ、
  - ・ 平時の情報収集(新興感染症等の発生動向把握や初発事例の探知)
  - ・ 有事の情報収集(機動的な水際対策の実施、研究開発への活用)を行う

# 船橋市新型インフルエンザ等対策 行動計画の位置づけ

## 1. 位置づけ

2012年（平成24年）4月に施行された「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）第8条第1項の規定により、千葉県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という）に基づく市町村行動計画（以下「市行動計画」という）を2014年（平成26年）3月に策定。



新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という）が抜本的に改定され、政府行動計画の改定に基づき、県行動計画においても改定作業が行われているところ。

市行動計画においても、特措法第8条第1項の規定により改定される、**県行動計画に基づき改定する。**

## 2. 政府行動計画改定の目的と市行動計画の改定

新型コロナウイルス感染症で明らかとなった課題や、これまでの関連する法改正等も踏まえ、**新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた、幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指す**ことを目的に改定された。

県行動計画の改定に基づき市行動計画も改定していくことになるが、**感染症危機に対する平時の備えに万全を期す**とともに、有事においては、感染症の特性や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していくものとする。

# 船橋市新型インフルエンザ等対策 行動計画（素案）の構成

## 第1. はじめに

- ▷ 計画策定の経緯
- ▷ 今般の計画改定
- ▷ 新型コロナの対応経験

## 第2. 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

- ▷ 目的及び基本的な戦略
- ▷ 実施上の留意点
- ▷ 推進のための役割分担
- ▷ 行動計画の対策項目と横断的視点
- ▷ 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

## 第3. 行動計画等の実効性確保

- ▷ EBPM（エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング）の考え方に基づく政策の推進
- ▷ 新型インフルエンザ等への備えの機運（モメンタム）の維持
- ▷ 多様な主体の参画による実践的な訓練の実施
- ▷ 定期的なフォローアップと必要な見直し

## 第4. 各対策項目の考え方及び取組

- ▷ 発生段階（**準備期、初動期、対応期**）に応じて各対策**13項目**に沿った対策を規定

# 各論13項目の概要①

## 1 実施体制

- 新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく。
- 新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行に繋げていくことで、感染拡大を可能な限り抑制する。

## 2 情報収集・分析

- 新型インフルエンザ等の発生前から、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段を確保する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症や医療の状況等の情報収集・分析及びリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮する。

# 各論13項目の概要②

## 3 サーベイランス

- 新型インフルエンザ等の発生前からサーベイランス体制の構築やシステムの整備を行うとともに、感染症の発生動向の把握等の平時のサーベイランスを実施する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断に繋げる。

## 4 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- 感染症危機においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布の恐れがある。
- 各種対策を効果的に行うため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方の共有等を通じ、市民が適切に判断・行動できるようにする。

# 各論13項目の概要③

## 5 水際対策

- 検疫措置の強化に伴い、県とともに検疫所との連携を強化し、国が検査体制を速やかに整備できるよう協力する。

## 6 まん延防止

- 適切な医療の提供とあわせてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収める。
- 病原性や感染性等に関する情報やワクチンや治療薬等の開発や普及等の状況の変化に応じ、感染症対策の基本的方針を柔軟かつ機動的に切り替える。

## 7 ワクチン

- 医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備しておく。
- 接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

# 各論13項目の概要④

## 8 医療

- 感染症医療及びその他通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、平時から、予防計画に基づき、有事に関係機関が連携して感染症医療を提供できる体制を整備する。
- 有事には、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に柔軟かつ機動的に対応することで、市民の生命及び健康を守る。

## 9 治療薬・治療方法

- 新型インフルエンザ等の発生時に、国が確保した治療薬や確立した治療法を、速やかに市下全域に普及させる。
- 有事に備え、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄する。

## 10 検査

- 平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進める。

# 各論13項目の概要⑤

## 1 1 保健

- 地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を守る。
- 平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行う。

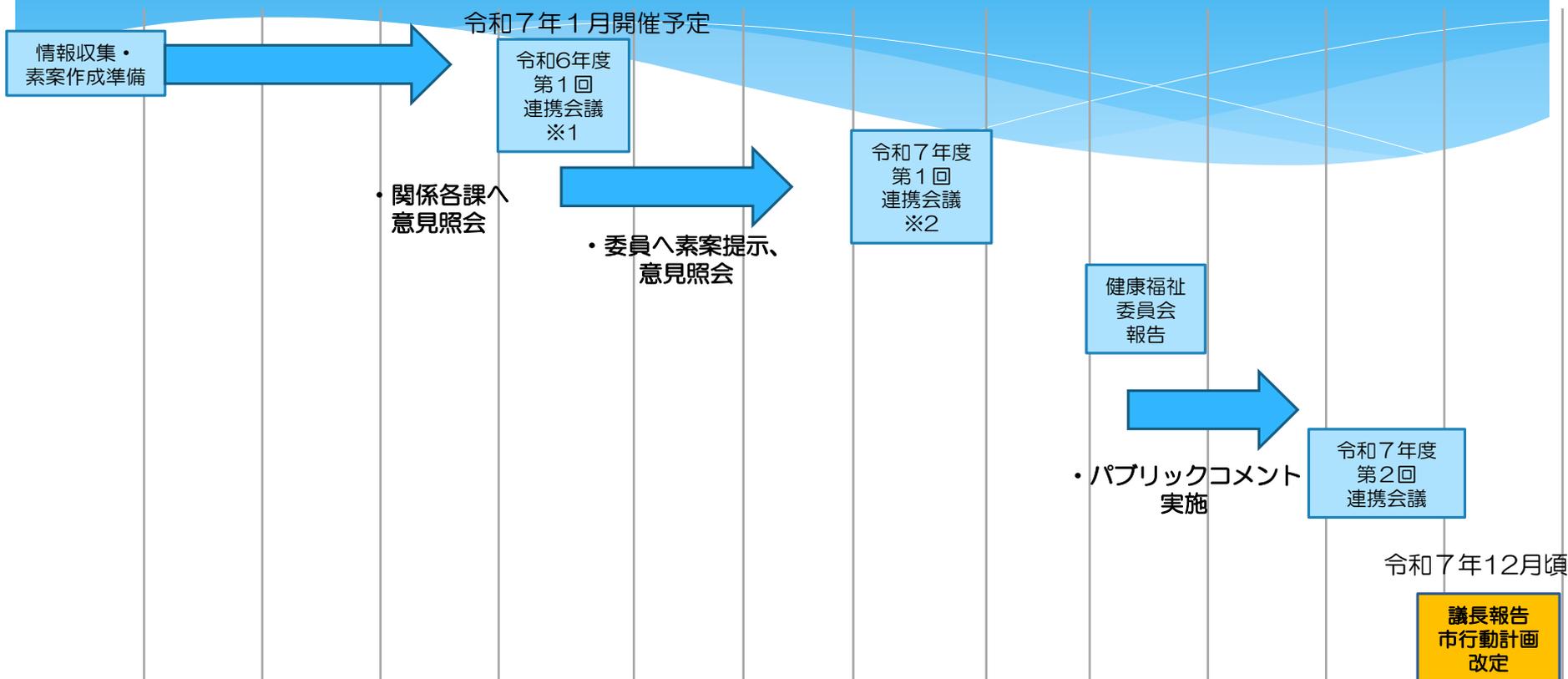
## 1 2 物資

- 感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずる。

## 1 3 市民生活及び市民経済の安定の確保

- 新型インフルエンザ等発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行い、事業者や市民等は平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

# 「船橋市新型インフルエンザ等対策 行動計画」改定スケジュール（案）

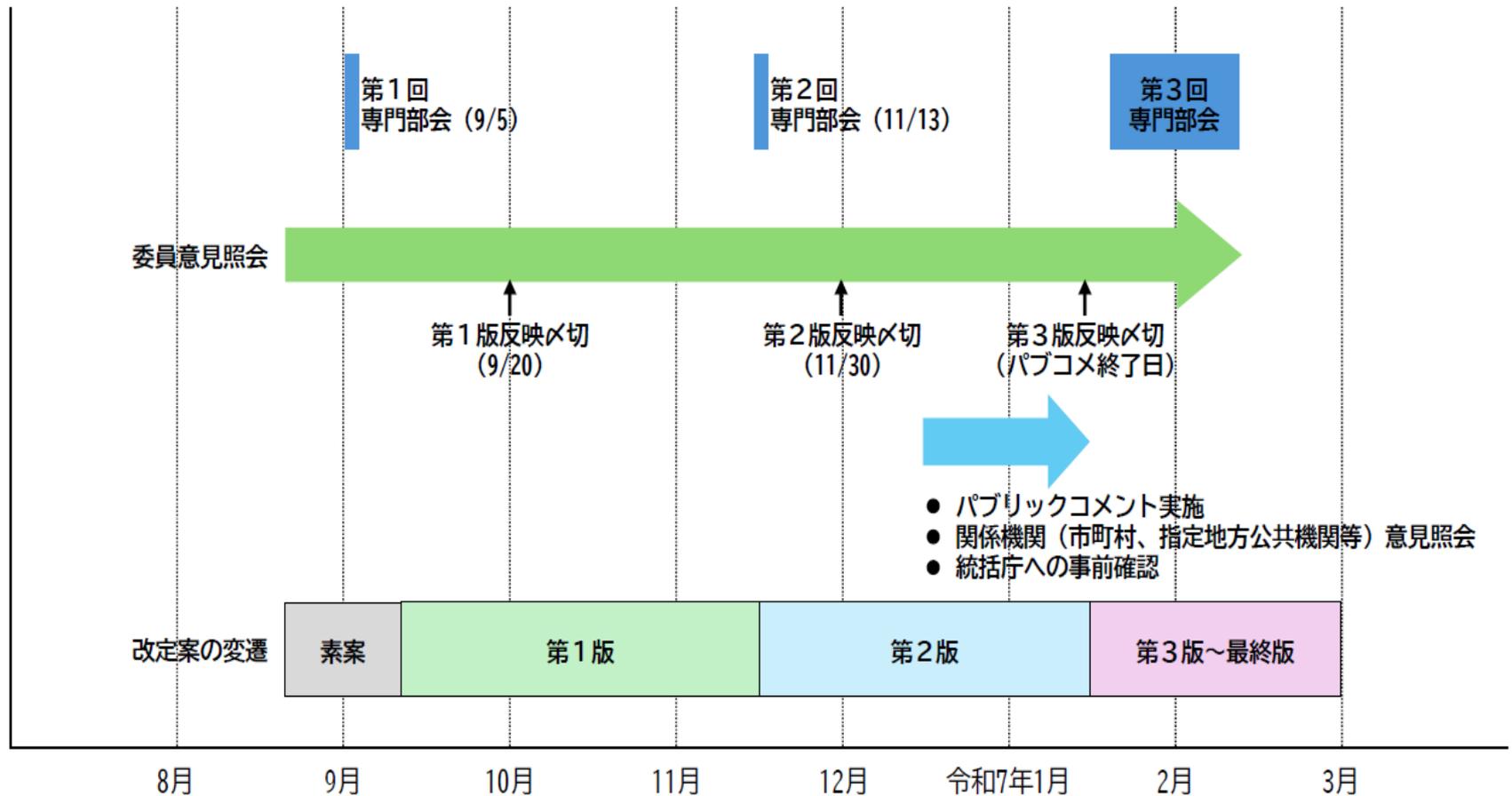


※1…議題：国・県の情報共有、本市の作成スケジュール、予防計画の進捗確認

※2…議題：新型インフルエンザ等対策行動計画素案の意見反映について

船橋市感染症対策連携会議地域医療専門部会においても、必要に応じて、適宜  
情報共有等を行っていく。

# 【参考1】「千葉県新型インフルエンザ等 対策行動計画」改定スケジュール



# 【参考2】特措法について（根拠法令）

（根拠法令）

## 新型インフルエンザ等対策特別措置法

### 第二章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画等

（政府行動計画の作成及び公表等）

第六条 政府は、新型インフルエンザ等の発生に備えて、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「政府行動計画」という。）を定めるものとする

（都道府県行動計画）

第七条 都道府県知事は、政府行動計画に基づき、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を作成するものとする

（市町村行動計画）

第八条 市長村長は、**都道府県行動計画に基づき**、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という）を**作成するものとする。**